

このとり支援事業の制度拡充のお知らせ

令和4年4月より不妊治療（生殖医療）が保険適用になりました。これに伴い、医療費を補助する「飯山市このとり支援事業」が、次のとおり拡充されました。

制度の利用を希望される方は、健康増進係までご相談ください。

改正のポイント

① 保険適用の医療費も補助

これまで補助対象外としていた保険が適用された場合の自己負担をした医療費も補助対象となります。

② 補助金支給限度額の変更

保険適用に変更されたことに伴い体外受精及び顕微授精については補助金支給限度額を年額 100万円までに拡充します。（回数は変更ありませんが1子につき移植を通算3回または6回とします。）

③ 申請方法の変更

体外受精・顕微授精の申請を1回の治療ごとに申請していただきましたが、年度ごとの申請に変更します。治療が複数年にわたる場合は、年度ごとの申請になります。（移植回数の制限はありますが、期間の制限はありません。）

対象治療と補助金支給額（保険適用の治療費は令和4年4月以降の治療に限ります。）

名称	体外受精・顕微授精	人工授精・抗精子抗体検査・腹腔鏡検査・卵管鏡下卵管形成手術・精巣切開手術等	不育症治療
市補助	限度額100万円/年	限度額20万/年	限度額20万円/年

*夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、代理母、借り腹による不妊治療は除きます。

※1 妻の年齢（治療開始時）が39歳以下の場合は1子につき6回。40歳以上は1子につき3回までとなります。

《対象者》

下記のいずれにも該当する夫婦のみ申請が可能です。（事実婚を含む。）

- ① 夫婦の双方又はいずれかが、飯山市に1年以上住所を有すること。
- ② 市税等の滞納がないこと。
- ③ 医療保険に加入していること。
- ④ 夫婦のいずれかが他市区町村より同様の補助金を受けていないこと。

《申請のながれ》

- ① 1～5までを提出すると飯山市より「飯山市こうのとり支援事業認定通知書」が交付されます。
- ② 治療終了後、または年度末に6～9までの必要書類を提出してください。
- ③ 申請期間は1年度（4月1日～翌年3月31日まで）1回の申請とし、申請期限は治療が終了した年度の翌年度末となります。治療が複数年にわたる場合は、年度ごとの申請になります。（移植回数制限はありますが、期間の制限はありません。）※令和4年度分の申請は令和4年4月1日～令和5年3月31日までの治療となり、申請期限は令和6年3月31日までとなります。
- ④ 申請後飯山市より「飯山市こうのとり支援事業補助金支給決定通知書」を交付します。10を提出して下さい。

	必要書類	留意点
1	「飯山市こうのとり支援事業申請書」（様式第1号）	
2	夫婦の保険証のコピー	
3	納税証明書	
4	戸籍謄本	
5	「飯山市こうのとり支援事業事実婚関係に関する申立書」（様式第8号） 住民票	事実婚の方は提出をお願いします。
6	「飯山市こうのとり支援事業補助金支給申請書」（様式第5号）	
7	「飯山市こうのとり支援事業受診等証明書」（様式第5号の2）	医師の証明書等にかかる費用は自己負担となります。また、医療機関を変更した場合は、証明書を医療機関ごとに提出してください。一つの医療機関、薬局ごとに提出をお願いします。
8	領収書（総点数と保険診療の一部負担金額がわかるもの）	医療機関だけでなく、薬局分の証明書、領収書も提出をお願いします。
9	高額療養費または、国・県その他地方公共団体等からの助成を受けている方は、助成額又は医療保険各法による給付額が確認できる書類。	加入している保険者にお問い合わせください。国民健康保険の場合は市役所で確認できます。
10	「飯山市こうのとり支援事業補助金請求書」（様式第7号）	振り込み口座を記入していただきます。

（問い合わせ・書類送付先）

〒389-2292 飯山市大字飯山 1110-1
 飯山市役所 保健福祉課 健康増進係 あて
 電話 0269-62-3111 内線187

《飯山市公式ホームページ》

<http://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/hokenfukushi/kenkou/soudan/kounotori.html>

